

## 目黒区立学校に係る部活動の方針

制定 平成31年3月20日付け目教指第8986号決定

### 本方針策定の趣旨等

- 本方針は、区立中学校の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ったり、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めたりするとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように、留意すること
- ・学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

- 目黒区教育委員会（以下、教育委員会という。）は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、また東京都の「東京都教育委員会運動部活動の在り方に関する方針」及び「東京都教育委員会文化部活動の在り方に関する方針」を参考に、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改善に取り組む。
- 教育委員会は、本方針に基づく区立中学校の部活動の改善状況について、定期的にフォローアップを行う。
- 区立小学校の特設クラブについても本方針を基に活動することとする。

### 1 適切な運営のための体制整備

#### (1) 部活動の方針の策定等

ア 教育委員会は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、また東京都の「東京都教育委員会運動部活動の在り方に関する方針」及び「東京都教育委員会文化部活動の在り方に関する方針」を参考に、本方針を策定する。

イ 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

ウ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

エ 校長は、上記イの活動方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ 教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、サービス（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること等に関し研修を行う。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 教育委員会は、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」等に則り、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられ

た当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことや芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上、大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングや分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

### 3 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、運動、その他の食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

#### 【休養日】

- 1 学期中は、原則として週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 3 長期休業中の連続する休養日は原則5日間以上定める。

#### 【活動時間】

- 1 1日の活動時間は、原則として学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

※ただし、大会前等校長が必要と認めた場合は、保護者の了承の上、部活動を行うことができる。

- イ 部活動顧問は休養日の意義や過ごし方について生徒に指導する。
- ウ 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに本方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、生徒や保護者に周知する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫をする。

#### 4 生徒のニーズを踏まえた文化・スポーツ環境の整備

##### (1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

- ア 校長は、現在の部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部の設置に努める。
- イ 教育委員会及び関係機関等は、区立施設の開放等の情報について、生徒や保護者への周知に努める。

##### (2) 地域との連携等

- ア 教育委員会及び校長は、生徒の文化・スポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の文化・スポーツ団体との連携、保護者の理解と協力等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における文化・スポーツ環境整備を進める。
- イ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、文化・スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

#### 5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 教育委員会は、週末等に開催される様々な大会や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、部活動が参加する大会や地域の行事、催し等の全体像を把握し、大会の統廃合等を主催者に要請する。
- イ 校長は、東京都中学校体育連盟や東京都中学校文化連盟等の文化部活動に関わる組織及び教育委員会が定める目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会や地域の行事、催し等を精査する。